

別紙1 参考様式

実質化された豊北町大字滝部地区(寺地No2、大代大庭No1,2)人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊北町大字滝部地区 (寺地、大代、大庭集落)	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	40.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	33.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0 ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の課題

中山間地域等直接支払交付金による営農支援を受けているところであるが、鳥獣害による被害が増えているため、被害防止対策を行う必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

プラン内の農地利用について、中心経営体である認定農業者3戸を中心に担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
計	3経営体		27.8 ha 酪農 221 頭 養鶏 31万羽		31.8 ha 酪農 240 頭 養鶏 34万羽	

注1:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注2:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、5筆であり40,442㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 70歳以上で後継者未定で且つ離農の意向がある農業者の面積が4haとなっており、必要に応じて活用を検討する。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 集落ぐるみ及び行政機関で侵入防止柵や檻の設置を検討し、捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>交付金を活用した取組方針 地区内には5年後に耕作放棄されるおそれのある利用農地は無いが、中山間地域等直接支払交付金を活用し、定期的な水路清掃、草刈により、用排水路・農道等の管理を行う。</p>
<p>農業継続へ向けた取組方針 小規模農家でも取り組める制度の積極的な活用や若者又は新規就農者等の参入を働きかけ、地域農業の継続及び後継者の確保に努める。</p>